資源有効利用促進法省令及びストックヤード登録制度に関する FAQ

- Q1 ストックヤード登録制度について(チラシ「ストックヤードの登録制度をご利用ください」)
 - ・登録ストックヤード運営事業者の業務として、「上記搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③④の場合を除く)には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成」とあるが、①②③④の場合の受領側の事務として、受領書の発行は必要なのか?
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所
 - ② 他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ 登録ストックヤード
 - ④ 土砂処分場(再搬出を前提としないもの)
 - ※登録ストックヤードの業者が最終搬出先までの搬出先を確認した書類を作成しなくて よいことは分かった。
- A 1 ①②③④の場合の受領側の事務として、受領書の発行は必要です。 (搬入する建設発生土が 500m3 以上、又は搬入元から受領書の交付を求められた場合)
- Q2 ・建設業協会が運営している残土処分場は、登録ストックヤードとしての登録は必要か?残土処分場からの土砂の搬出は行わないところである。
 - ・仮に残土処分場からの土砂の搬出がある場合は登録が必要なのか?
- A 2 ・ストックヤードの登録対象は、「再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所」
 - であるため、土砂の搬出を行わない残土処分場は基本的に登録の必要はありません。 ※登録申請は任意であり、罰則等はありません。
 - ・残土処分場から土砂の搬出がある場合も、必ず登録が必要なわけではありません。
- Q3 ・河川区域(もしくは河川保全区域)に、1年間建設発生土を仮置きする場合は、ストックヤードの登録は必要なのか?また、仮置きする現場を担当する元請業者から受領書を受け取る必要はあるのか?
- A3 ・ストックヤードの登録の必要はありません。 ※登録申請は任意であり、罰則等はありません。
 - ・仮置きする現場を管理する元請業者が、搬出先と同一業者で、仮置き土砂を管理する 場合、土砂搬出及び受領証明書を作成する必要があります。
 - ・上記以外の場合にあっては、搬出した土砂を引き継いで管理する者から受領書を受け取 る必要があります。

(土砂搬出量 500m3 以上の場合に限ります)